

住民記録システム標準準拠システム【第5.0版】(令和6年3月28日誤記対応) 正誤表

No.	資料名	該当箇所	機能ID	訂正箇所		備考	更新日
				正	誤		
1	住民記録システム標準仕様書【第5.0版】 (令和6年3月28日誤記対応)	第3章 機能要件 1 管理項目 1.1.9 年月日の表示	'0010026	【考え方・理由】 市区町村によって和暦と西暦が異なると、システムが複雑になる上、 二次元コード(JIS X 0510により規格制定されているものをいう。以下同じ。) 化やOCR読み込みに支障が出るため、本仕様書において、「西暦で表記すること」と整理しているもの以外は、全て和暦で表示することとする。 (後略)	【考え方・理由】 市区町村によって和暦と西暦が異なると、システムが複雑になる上、 QR コード化やOCR読み込みに支障が出るため、本仕様書において、「西暦で表記すること」と整理しているもの以外は、全て和暦で表示することとする。 (後略)	誤記を訂正	R6.3.28
2	住民記録システム標準仕様書【第5.0版】 (令和6年3月28日誤記対応)	第3章 機能要件 2 検索・照会・操作 2.2.3 文字コード照会等	'0010529	【標準オプション機能】 転出証明書における 二次元 コードを読み取り、そこから得られた行政事務標準文字図形名から文字の照会ができること。	【標準オプション機能】 転出証明書における QR コードを読み取り、そこから得られた行政事務標準文字図形名から文字の照会ができること。	誤記を訂正	R6.3.28
3	住民記録システム標準仕様書【第5.0版】 (令和6年3月28日誤記対応)	第3章 機能要件 2 検索・照会・操作 2.2.3 文字コード照会等	'0010529	【考え方・理由】 転出証明書における 二次元 コードから行政事務標準文字図形名を取得できる機能を追加したことを踏まえ、行政事務標準文字図形名から文字の照会ができる機能を標準オプション機能とした。	【考え方・理由】 転出証明書における QR コードから行政事務標準文字図形名を取得できる機能を追加したことを踏まえ、行政事務標準文字図形名から文字の照会ができる機能を標準オプション機能とした。	誤記を訂正	R6.3.28
4	住民記録システム標準仕様書【第5.0版】 (令和6年3月28日誤記対応)	第3章 機能要件 10 共通 10.8 CSV形式のデータの取込	0010439	【実装必須機能】 異動処理等を行う際、CSV形式で提供された以下のデータを取り込めること。その際、任意の方法でCSV形式になったデータを取り込むことができばよい(なお、転出証明書への 二次元 コードの印字については、20.3.2(転出証明書)を参照。)	【実装必須機能】 異動処理等を行う際、CSV形式で提供された以下のデータを取り込めること。その際、任意の方法でCSV形式になったデータを取り込むことができばよい(なお、転出証明書への QR コードの印字については、20.3.2(転出証明書)を参照。)	誤記を訂正	R6.3.28
5	住民記録システム標準仕様書【第5.0版】 (令和6年3月28日誤記対応)	第3章 機能要件 10 共通 10.8 CSV形式のデータの取込	0010439	【考え方・理由】 ICTを活用して住民異動届や証明書の交付申請書の入力を簡略化する方法として、スマートフォン等によるオンラインでの事前登録情報の 二次元 コード化、来庁時のタブレット入力、転出証明書の 二次元 コード読み取り、OCR読み取り、個人番号カード券面事項の読み取り等、活用する技術によって、どのような形で電子データ化するかは異なるものの、いずれも、電子データ化されたものを住民記録システムに取り込んで、異動処理又は証明書の発行処理に活用するという点で共通している。 そこで、住民記録システムの機能としては、何らかの方法でCSV形式になったデータを取り込めることを標準機能とすることとし、どのような方法でCSV形式とするか(例： 二次元 コード、タブレット、OCR、個人番号カード券面AP)は、住民記録システムの機能としては盛り込まないこととする。(中略) なお、転出証明書への 二次元 コードの印字については、20.3.2(転出証明書)を参照のこと。	【考え方・理由】 ICTを活用して住民異動届や証明書の交付申請書の入力を簡略化する方法として、スマートフォン等によるオンラインでの事前登録情報の QR コード化、来庁時のタブレット入力、転出証明書の QR コード読み取り、OCR読み取り、個人番号カード券面事項の読み取り等、活用する技術によって、どのような形で電子データ化するかは異なるものの、いずれも、電子データ化されたものを住民記録システムに取り込んで、異動処理又は証明書の発行処理に活用するという点で共通している。 そこで、住民記録システムの機能としては、何らかの方法でCSV形式になったデータを取り込めることを標準機能とすることとし、どのような方法でCSV形式とするか(例： QR コード、タブレット、OCR、個人番号カード券面AP)は、住民記録システムの機能としては盛り込まないこととする。(中略) なお、転出証明書への QR コードの印字については、20.3.2(転出証明書)を参照のこと。	誤記を訂正	R6.3.28
6	住民記録システム標準仕様書【第5.0版】 (令和6年3月28日誤記対応)	第4章 様式・帳票要件 20.0.1 様式・帳票全般 (参考)画面例1 他	0010453	(参考)画面例1・2 (異動後)住所 〇〇県〇〇市〇〇1 丁目2番3号 (異動前)住所 〇〇県〇〇市××3 丁目2番1号	(参考)画面例1・2 (異動後)住所 〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 (異動前)住所 〇〇県〇〇市××3-2-1	住所の表記誤りを修正 ※左記以外の住所も含め、資料全般にて住所の「-(ハイフン)」を「丁目」、「番」、「号」等に修正	R6.3.28

住民記録システム標準準拠システム【第5.0版】(令和6年3月28日誤記対応) 正誤表

No.	資料名	該当箇所	機能ID	訂正箇所		備考	更新日
				正	誤		
7	住民記録システム標準仕様書【第5.0版】 (令和6年3月28日誤記対応)	第4章 様式・帳票要件 20.3.2 転出証明書	0010535	【実装必須機能】 (前略) 転出証明書に転出証明書の内容を示す 二次元 コードを印字すること。 また、当該 二次元 コードにおいて、縮退せず、SJISで符号可能なJIS X 0208と一意に変換できない文字があった場合に、行政事務標準文字図形名を示す 二次元 コードを印字すること。	【実装必須機能】 (前略) 転出証明書に転出証明書の内容を示す QR コードを印字すること。 また、当該 QR コードにおいて、縮退せず、SJISで符号可能なJIS X 0208と一意に変換できない文字があった場合に、行政事務標準文字図形名を示す QR コードを印字すること。	誤記を訂正	R6.3.28
8	住民記録システム標準仕様書【第5.0版】 (令和6年3月28日誤記対応)	第4章 様式・帳票要件 20.3.2 転出証明書	0010535	【考え方・理由】 10.8(CSV形式のデータの取込)に記載のとおり、転入処理を行う際、CSV形式で提供された転出証明書に記載のデータを取り込めることとしており、この機能は、転出証明書に印字された 二次元 コードを読み取ったCSV形式のデータを取り込むことも想定している。ただし、 二次元 コードにより転出証明書に記載のデータを取り込んだ場合においても、法令の規定に基づき、署名又は記名押印された書面で行うことが必要とされている点に留意する必要がある。 しかし、転出証明書への 二次元 コードの印字については、 二次元 コード化する主体(転出地市区町村)とそれを使う主体(転入地市区町村)が異なり、転出地市区町村で 二次元 コードを印字しなければ転入地市区町村でも読み取れないことから、転出証明書に 二次元 コードを印字することを標準とする。 なお、 二次元 コードリーダーを備えるかどうかは各市区町村の判断に委ねられる。	【考え方・理由】 10.8(CSV形式のデータの取込)に記載のとおり、転入処理を行う際、CSV形式で提供された転出証明書に記載のデータを取り込めることとしており、この機能は、転出証明書に印字された QR コードを読み取ったCSV形式のデータを取り込むことも想定している。ただし、 QR コードにより転出証明書に記載のデータを取り込んだ場合においても、法令の規定に基づき、署名又は記名押印された書面で行うことが必要とされている点に留意する必要がある。 しかし、転出証明書への QR コードの印字については、 QR コード化する主体(転出地市区町村)とそれを使う主体(転入地市区町村)が異なり、転出地市区町村で QR コードを印字しなければ転入地市区町村でも読み取れないことから、転出証明書に QR コードを印字することを標準とする。 なお、 QR コードリーダーを備えるかどうかは各市区町村の判断に委ねられる。	誤記を訂正	R6.3.28
9	住民記録システム標準仕様書【第5.0版】 (令和6年3月28日誤記対応) 別紙_帳票一覧・レイアウト	全般	-	・東京都千代田区永田町1丁目11番39号 ・東京都千代田区霞が関3丁目1番1号 トップヒル霞が関203 ・東京都千代田区霞が関2丁目1番2号 総務荘105号室	・東京都千代田区永田町1-11-39 ・東京都千代田区霞が関3-1-1 トップヒル霞が関203 ・東京都千代田区霞が関2-1-2 総務荘105号室	住所の表記誤りを修正 ※左記以外の住所も含め、資料全般にて住所の「-(ハイフン)」を「丁目」、「番」、「号」等に修正	R6.3.28
10	住民記録システム標準仕様書【第5.0版】 (令和6年3月28日誤記対応) 別紙_帳票一覧・レイアウト	0010007_転出証明書の考え方	-	二次元 コード	QR コード	誤記を訂正	R6.3.28
11	住民記録システム標準仕様書【第5.0版】 (令和6年3月28日誤記対応) 別紙_諸元表	性別項目を有する全ての帳票	-	性別:文字溢れ対応:○	性別:文字溢れ対応:—	仕様書「1.1.6空欄」に記載のとおり、性別は空欄が許容され、その際「【空欄】」が記載されて文字溢れ対応が必要となることから、諸元表上の表記を修正	R6.3.28
12	住民記録システム標準仕様書【第5.0版】 (令和6年3月28日誤記対応) 別紙_諸元表	全般	-	※:「文字溢れの対応」に○が記載されている項目は全て仕様書「5.8文字溢れ対応」に記載のとおり、文字の大きさを調整する等の対応ができることを示している。	(該当の記載なし)	文字溢れに関する補足説明を各シートの「1. 項目・記載内容」の表下部に追記	R6.3.28
13	住民記録システム標準仕様書【第5.0版】 (令和6年3月28日誤記対応) 別紙_諸元表	0010007_転出証明書	-	二次元 コード	QR コード	誤記を訂正	R6.3.28
14	住民記録システム標準仕様書【第5.0版】 (令和6年3月28日誤記対応) 別紙_諸元表	0010001_住民票の写し 0010003_住民票の写し(世帯連記式)	-	※:コンビニ交付については、仕様書「7.2.3個人番号カードによる証明書等の交付」を参照	(該当の記載なし)	コンビニ交付に関する補足説明を該当する帳票の「2. 構成」の表下部に追記	R6.3.28

住民記録システム標準準拠システム【第5.0版】(令和6年3月28日誤記対応) 正誤表

No.	資料名	該当箇所	機能ID	訂正箇所		備考	更新日
				正	誤		
15	住民記録システム標準仕様書【第5.0版】 (令和6年3月28日誤記対応) 別紙_諸元表	0010012_支援措置期間終了通知書 0010013_世帯主変更通知書 0010014_世帯主変更以来通知書 0010016_職権記載等通知書 0010017_成年被後見人異動通知 0010018_住居表示決定通知書 0010019_区画整理等に伴う住所変更通知	-	教示文・通知文: 全角/半角	教示文・通知文: 全角	複数桁以上の数字項目は半角表記のため	R6.3.28